

## 四日市市農地利用最適化推進委員募集要項

### 1. 目的

農業委員会等に関する法律に基づき、四日市市農地利用最適化推進委員を募集する。

### 2. 業務概要

- ・農地の出し手や受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進
- ・耕作放棄地の発生防止と解消を推進
- ・農業への新規参入の促進
- ・農地中間管理機構との連携・協議
- ・農地の権利移動等に対して意見の提出
- ・貸与されたタブレット端末を活用した実地調査及び活動報告

### 3. 任期

農業委員会が委嘱した日から令和 11 年 7 月 19 日まで

### 4. 身分及び報酬

四日市市の特別職の非常勤職員として、月額 28,900 円

### 5. 推薦又は応募する区域及び募集人数

区域	区域の範囲	定数
第 1 区	大字末永、野田一丁目、野田二丁目、大字野田、清水町、大字西阿倉川、大字東阿倉川、阿倉川新町、みゆきヶ丘一丁目、みゆきヶ丘二丁目、阿倉川町、万古町、三ツ谷町、三ツ谷東町、末永町、本郷町、大字羽津、霞一丁目、富士町、金場町、大宮町、大宮西町、羽津山町、羽津町、城山町、緑丘町、山手町、白須賀一丁目、白須賀二丁目、白須賀三丁目、八田一丁目、八田二丁目、八田三丁目、別名一丁目、別名二丁目、別名三丁目、別名四丁目、別名五丁目、別名六丁目、南いかるが町、羽津中一丁目、羽津中二丁目、羽津中三丁目	1 人
第 2 区	天力須賀一丁目、天力須賀二丁目、天力須賀三丁目、天力須賀四丁目、天力須賀五丁目、住吉町、富田一色町、富双二丁目、平町、富州原町、松原町、天力須賀新町、大字茂福、霞二丁目、富田一丁目、富田	1 人

	二丁目、富田三丁目、富田四丁目、富田栄町、東富田町、富双一丁目、茂福町、富田浜元町、富田浜町、浜園町、東茂福町、南富田町	
第3区	萱生町、中村町、あかつき台一丁目、あかつき台二丁目、あかつき台三丁目、あかつき台四丁目、あかつき台五丁目、あかつき台六丁目、平津町、平津新町、千代田町、伊坂町、伊坂台一丁目、伊坂台二丁目、伊坂台三丁目、山村町、広永町、山分町、黄金町	1人
第4区	大矢知町、大矢知新町、下さざらい町、下之宮町、川北町、川北一丁目、川北二丁目、川北三丁目、松寺一丁目、松寺二丁目、松寺三丁目、蒔田一丁目、蒔田二丁目、蒔田三丁目、蒔田四丁目、西富田町、西富田二丁目、西富田三丁目、十志町、垂坂町、垂坂新町、南垂坂町、東垂坂町	1人
第5区	朝明町、山城町、札場町、あさけが丘一丁目、あさけが丘二丁目、あさけが丘三丁目、八千代台一丁目、八千代台二丁目、八千代台三丁目	1人
第6区	北山町、西大鐘町、大鐘町	1人
第7区	中野町	1人
第8区	小牧町、まきの木台一丁目、まきの木台二丁目、まきの木台三丁目、市場町、高見台一丁目、高見台二丁目	1人
第9区	西村町	1人
第10区	西坂部町、南坂部町、三重一丁目、三重二丁目、三重三丁目、三重四丁目、三重五丁目、三重六丁目、三重七丁目、三重八丁目、三重九丁目	1人
第11区	東坂部町、山之一色町、坂部が丘一丁目、坂部が丘二丁目、坂部が丘三丁目、坂部が丘四丁目、坂部が丘五丁目、坂部台一丁目、坂部台二丁目、東ヶ谷	1人
第12区	小杉町、小杉新町、生桑町、大谷台一丁目、大谷台二丁目	1人
第13区	北野町、黒田町、江村町、赤水町	1人
第14区	平尾町	1人
第15区	上海老町	1人

第 16 区	下海老町、あがたが丘一丁目、あがたが丘二丁目、あがたが丘三丁目	1 人
第 17 区	大協町二丁目、三郎町、午起一丁目、午起二丁目、午起三丁目、高浜新町、高浜町、東新町、新浜町、浜一色町、京町、川原町、陶栄町、滝川町、大字大井手、大井手一丁目、大井手二丁目、大井手三丁目、大字松本、松本一丁目、松本二丁目、松本三丁目、松本四丁目、松本五丁目、松本六丁目、西松本町、青葉町、西伊倉町、伊倉一丁目、伊倉二丁目、伊倉三丁目、ときわ一丁目、ときわ二丁目、ときわ三丁目、ときわ四丁目、ときわ五丁目、中川原一丁目、中川原二丁目、中川原三丁目、中川原四丁目、久保田一丁目、久保田二丁目、芝田一丁目、芝田二丁目、赤堀南町、赤堀新町、赤堀一丁目、赤堀二丁目、赤堀三丁目、城東町、城西町、城北町、石塚町、南松本町、堀木一丁目、堀木二丁目、西浦一丁目、西浦二丁目、安島一丁目、安島二丁目、鶴の森一丁目、鶴の森二丁目、西町、元町、西新地、諏訪栄町、諏訪町、中部、北町、三栄町、幸町、朝日町、浜田町、北浜田町、中浜田町、南浜田町、十七軒町、新正一丁目、新正二丁目、新正三丁目、新正四丁目、新正五丁目、八幡町、北条町、中町、元新町、新町、新々町、沖の島町、栄町、本町、北浜町、浜町、蔵町、相生町、北納屋町、中納屋町、南納屋町、稻葉町、高砂町、末広町、西末広町、昌栄町、南起町、曙町、曙一丁目、曙二丁目、寿町、千歳町、尾上町、大脇町一丁目、九の城町、西浜田町	1 人
第 18 区	川島町（東部、北部）、三滝台一丁目、三滝台二丁目、三滝台三丁目、三滝台四丁目、小生町、浮橋一丁目、浮橋二丁目、川島新町	1 人
第 19 区	川島町（南部、西部）、川島町（狭間）、別山一丁目、別山二丁目、別山三丁目、別山四丁目	1 人
第 20 区	曾井町、尾平町	1 人
第 21 区	寺方町、菅原町、高角町	1 人
第 22 区	桜町	1 人
第 23 区	智積町、桜台一丁目、桜台二丁目、桜台三丁目、桜台本町、桜花台一丁目、桜花台二丁目、桜新町一丁	1 人

	目、桜新町二丁目	
第 24 区	大字日永、大字泊村、大字大治田、大字六呂見、大字馳出、雨池町、日永一丁目、日永二丁目、日永三丁目、日永四丁目、日永五丁目、日永東一丁目、日永東二丁目、日永東三丁目、日永西一丁目、日永西二丁目、日永西三丁目、日永西四丁目、日永西五丁目、泊小柳町、泊山崎町、泊町、追分一丁目、追分二丁目、追分三丁目、前田町、西日野町、東日野町、室山町、八王子町、小林町、東日野一丁目、東日野二丁目、高花平一丁目、高花平二丁目、高花平三丁目、高花平四丁目、高花平五丁目、笹川一丁目、笹川二丁目、笹川三丁目、笹川四丁目、笹川五丁目、笹川六丁目、笹川七丁目、笹川八丁目、笹川九丁目	1 人
第 25 区	采女町、南小松町、采女が丘一丁目、采女が丘二丁目、采女が丘三丁目、采女が丘四丁目、采女が丘五丁目、小古曾町、小古曾一丁目、小古曾二丁目、小古曾三丁目、小古曾四丁目、小古曾五丁目、小古曾六丁目、小古曾東一丁目、小古曾東二丁目、小古曾東三丁目	1 人
第 26 区	北小松町、波木町、貝家町、波木が丘町、波木南台一丁目、波木南台二丁目、波木南台三丁目、波木南台四丁目、森力山町	1 人
第 27 区	塩浜町、東邦町、石原町、大字塩浜、宮東町一丁目、宮東町二丁目、宮東町三丁目、馳出町一丁目、馳出町二丁目、馳出町三丁目、松泉町、宝町、大池町、小浜町、七つ屋町、高旭町、柳町、御薙町一丁目、御薙町二丁目、塩浜本町一丁目、塩浜本町二丁目、塩浜本町三丁目、浜旭町、川合町、中里町、三田町、大字馳出、海山道町一丁目、海山道町二丁目、海山道町三丁目、大井の川町一丁目、大井の川町二丁目、大井の川町三丁目、大浜町、河原田町、貝塚町、内堀町、川尻町、大治田町、大治田一丁目、大治田二丁目、大治田三丁目	1 人
第 28 区	楠町小倉、楠町北一色、楠町北五味塚、楠町本郷、楠町南川、楠町南五味塚、楠町吉崎	1 人
第 29 区	山田町	1 人
第 30 区	西山町、内山町、小山町	1 人

第31区	鹿間町、和無田町	1人
第32区	六名町、堂ヶ山町、美里町	1人
第33区	水沢野田町、水沢町（水沢本町）	1人
第34区	水沢町（宮妻町、水沢谷町、北谷町）	1人
第35区	水沢町（西條町、三本松町）	1人
第36区	水沢町（水沢東町、横堀町）	1人
第37区	水沢町（水沢茶屋町、水沢中谷町、四ツ谷町）	1人

## 6. 推薦を受ける者又は応募できる者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる方で、次のいずれにも該当するものとします。

- ・原則として四日市市に住所を有する者
- ・四日市市的一般職の職員でない者

※次に該当する者については、募集に応じる資格がありませんのでご注意ください。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## 7. 推薦及び応募に係る手続等

所定の推薦書又は応募書に必要事項を記入の上、提出してください。

- ① 農業者等（推薦者が個人）が推薦する場合（第1号様式）
- ② 法人又は団体が推薦する場合（第2号様式）
- ③ 応募（自薦）の場合（第3号様式）

## 8. 募集の期間

令和7年12月19日（金）午前8時30分～令和8年1月13日（火）午後5時15分までの間、四日市市農業委員会事務局に提出してください。

※書類をお持ちいただく場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に提出することはできません。

※書類を郵送される場合、1月13日必着です（消印有効ではありません）。また、封筒の表面に「農地利用最適化推進委員募集関係書類在中」と朱書きしてください。

※期間終了後、募集人数に満たない場合は、募集期間の延長をします。この場合は、四日市市のホームページで公表します。

## 9. 情報の公表

推薦者、被推薦者及び応募者に関する情報は、募集期間の中間(1月初旬)と期間の終了後(1月中旬)に四日市市のホームページで公表します。

公表内容は、推薦書及び応募申込書に記載された住所及び連絡先以外のすべてとなります。

## 10. 選考方法、結果及び委嘱

応募者が募集人数を超えた場合その他必要と認める場合には、四日市市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会において候補者を選考します。なお、必要に応じて面接等を実施する場合があります。

選考結果は、3月下旬に四日市市ホームページで公表します。

候補者を決定したうえで、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱します。

## 11. 記入上の注意

推薦書及び応募書の記入にあたっては、次のことに注意してください。

- ・「経歴」、「農業経営の状況」、「推薦(応募)理由」は詳しく記入してください。  
枠内に記入できない場合は、別紙(任意様式)に記入のうえ、提出してください。
- ・「経歴」欄には、農業に関連する経歴も記入してください。
- ・提出する書類が2枚以上の場合は、ホチキス留めしてください。

## 12. その他

- ・推薦及び応募に要する費用は、すべて申し込みをされた方の負担となります。  
また、提出された書類は、一切返却いたしません。
- ・追加の提出書類や説明を求める場合があります。
- ・ご不明な点等は、書類の作成、提出の前にお問い合わせください。

### 問い合わせ・提出先

四日市市農業委員会事務局(市役所本庁舎7階)

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

電話番号 059-354-8271